

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」等に関するコメント

平成 29 年 8 月 4 日
有限責任 あずさ監査法人 会計プラクティス部

平成 29 年 6 月 6 日付で公表されました企業会計基準公開草案第 60 号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（案）」等に関するコメントについて、有限責任 あずさ監査法人の会計プラクティス部にて検討し、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問1 （会計処理に関する質問）

本公開草案においては、個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い及び（分類1）に該当する企業における繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて会計処理を見直すことを提案しています。また、未実現損益の消去に係る税効果会計については、繰延法を継続して採用することを提案しています。これらの提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

- ① 個別財務諸表における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱い

本公開草案の提案に同意する。

- ② 回収可能性適用指針第18項の（分類1）に該当する企業に係る取扱い

本公開草案の提案に同意するが、下記について検討いただきたい。

「原則として」の文言が第18項に追加されたが、この例外は、完全支配関係にある国内子会社株式の評価損に係る繰延税金資産について、回収可能性がないと判断される場合のみが想定されているのかを明記していただきたい。

- ③ 未実現損益の消去に関する税効果会計の取扱い

本公開草案の提案に同意する。

質問2 （表示に関する質問）

繰延税金資産及び繰延税金負債の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

本公開草案の提案に同意する。

質問3 （注記事項に関する質問）**質問3-1 注記事項を追加する提案に関する質問**

本公開草案においては、財務諸表利用者による税負担率の予測及び繰延税金資産の回収可能性に関する不確実性の評価に資するように、評価性引当額の内訳に関する注記事項及び税務上の繰越欠損金に関する注記事項の追加を提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

本公開草案の提案に同意する。

質問3-2 個別財務諸表における注記事項に関する質問

連結財務諸表を作成している場合の個別財務諸表における注記事項の追加は、コストと便益の比較の観点から、評価性引当額の内訳に関する数値情報のみにすることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

本公開草案の提案に同意する。

質問4 （適用時期等に関する質問）**質問4-1 適用初年度の経過的な取扱いに関する質問**

本公開草案の適用時期及び早期適用に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

本公開草案の提案に同意する。

質問4-2 適用初年度の経過的な取扱いに関する質問

本公開草案において、適用初年度における実務上の負担に配慮し、適用初年度の経過的な取扱いとして、税効果会計基準一部改正案に定める注記事項については適用初年度の比較情報に記載しないことができる取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

コメント

本公開草案の提案に同意する。

質問5 （その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

コメント

本公開草案の提案に同意するが、下記について検討いただきたい。

① 評価性引当額の定義について

「評価性引当額」の定義を明確にするとともに、企業会計基準公開草案第60号第4項及び第5項で注記を求めている「繰延税金資産から控除された額」の対象を明確にしていだけないか。

現行の会計基準等において「評価性引当額」を定義したものはなく、会計制度委員会報告第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」第31項等に例示があるにとどまると考えられる。本公開草案においても「評価性引当額」を説明した定義又はそれに相当する記述は存在しないと考えている。例えば、繰越外国税額控除について、翌期以降に外国税額控除の余裕額が生じることが確実に見込まれる場合に当たらず繰延税金資産を計上していない場合において、「評価性引当額」として注記開示していない場合も見られ、実務にバラつきがあると考えられる。

このため、「評価性引当額」の定義及び評価性引当額控除前の「繰延税金資産」の範囲を会計基準等において明確にしておくことで、開示に関する企業間の比較可能性を確保できると考える。

② その他の包括利益が課税された場合における税金費用の表示

将来加算一時差異又は将来減算一時差異のうち、その他の包括利益として計上されるものが、税務上、課税された場合における税金費用の表示方法について明確にされたい。

企業会計基準適用指針公開草案第58号「税効果会計に係る会計基準の適用指針案」（以下、「適用指針公開草案」いう。）第2項(3)で、一時差異とは、「連結貸借対照表及び個別貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得計算上の資産及び負債の金額との差額をいう。」と規定されている。

また、同第9項では、「(1) 資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額等を直接純資産の部に計上する場合、当該評価差額等に係る一時差異に関する繰延税金資産及び繰延税金負債の差額について、年度の期首における当該差額と期末における当該差額の増減額を、純資産の部の評価・換算差額等を相手勘定として計上する。(2) 資産又は負債の評価替えにより生じた評価差額等をその他の包括利益で認識した上で純資産の部のその他の包括利益累計額に計上する場合、当該評価差額等に係る一時差異に関する繰延税金資産及び繰延税金負債の差額について、年度の期首における当該差額と期末における当該差額の増減額を、その他の包括利益を相手勘定として計上する。」と規定されている。

これらの取扱いによれば、評価・換算差額等又はその他の包括利益累計額は税務上は資産又は負債であるが、会計上は純資産の部に計上され資産又は負債ではないことから、税務上、その他の包括利益が課税対象となる場合には、一時差異が生じておらず税効果を認識しないことになるものと考えられる。その結果、その他の包括利益がすでに課税されていても税額控除前の金額で表示され、課税された税金費用は法人税、住民税及び事業税に計上されることになる。

しかし、その他の包括利益に関連して認識された税金費用は、その他の包括利益がすでに課税済みであることを示すために、その他の包括利益から控除して表示することが適切な表示となるものと考えられる。

したがって、その他の包括利益への課税時の税金費用の表示方法の明確化が必要であるものとする。

なお、本件は、第284回企業会計基準委員会審議事項(5)-2の「現行の実務指針に関する課題」の55番として提示している。

以上